

独立行政法人福祉医療機構年度計画（平成25年度）

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成25年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成25年3月29日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長 野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組みを実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 内部統制の更なる充実・強化を図るため、顧客保護等管理態勢及び信用リスク管理態勢等の整備並びに監査機能の強化を行う。
また、金利リスク抑制の観点から、ALM（資産負債管理）システムを活用し、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行

等のタイミングに合わせた分析等を行うほか、情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。

- (2) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの適切な運用を通じ、業務上の課題や顧客からのニーズ等へ効果的に対応するとともに、リスク管理及び業務の継続的改善の観点を重視した内部監査に基づく是正・予防処置活動により、業務管理の充実を図る。

また、業務改革等に向けた職員の自主的な取組を奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定しシステム等の改善を図る。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減を努める。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
- ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の

改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。

また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業日以上とする。

- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
- ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。

(3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。

(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。

総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。

機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	254,600,000 千円
資 金 交 付 額	251,500,000 千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等に

より、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。

- (3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。

また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。

- ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析を行う。
- ② 協調融資金融機関数を拡大するための方策を検討し、その検討結果を踏まえ周知・広報活動等を開始する。

- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	214,000,000 千円
資 金 交 付 額	205,800,000 千円

- (1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備に係る資金や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。

(3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。

(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 貸付債権の適正な管理

① 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

② 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。

(2) 債権悪化の未然防止の取組

- ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組む。
- ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

(3) 経営が悪化した貸付先等への対応

- ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。
- ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。

(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。

また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。

(3) 顧客等のニーズを把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法についての検討を行い、方向性について取りまとめる。

(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数

の実施に努める。

また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。

- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。
- (2) 助成事業を通じて、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。
- (3) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。
なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。
- (4) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。
- (5) 平成25年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。

- (6) 審査・評価委員会において、平成25年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。
また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成26年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。
- (7) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。
また、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。
- (8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページ等で公表するなど広く周知する。
- (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
4月1日現在の被共済職員数	758,309人
退職手当金支給者数	71,893人
退職手当金支給額	93,675,975千円
単 位 掛 金 額	44,700円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付か

ら給付までの平均処理期間を50日以内とする。

- (2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導する。

また、効率的な制度内容の周知を行うための手法について、共済契約者に対するアンケート調査を実施するとともに、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、事務処理を簡素化し、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。

- (3) 平成25年度の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。

- (4) 業務委託先に対する事務手続きの周知方法の見直しを行い、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
新 規 加 入 者 数	326 人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,253 人
保 険 対 象 加 入 者 数	73,869 人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	53,048 人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,844,900 千円
年 金 給 付 保 険 金 額	12,900,506 千円

- (1) 財政状況の検証

平成24年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場

合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体
資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。
- ・ 各資産
各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。
- ・ 運用受託機関等
運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。

なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。

③ 運用に関する基本方針見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保

するとともに、効率的な現金管理を行う。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成24年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- (2) 利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。
- (4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	129,600,000 千円
資 金 交 付 額	129,600,000 千円

○労災年金担保貸付事業

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	3,100,000 千円
資 金 交 付 額	3,100,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行う。
また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。
- (3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知する。
また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

(1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。

また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。

(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。

(3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。

(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。

また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。

(5) 転貸法人等に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を促進させる。

早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。

また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。

なお、引き続き、東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。

(6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。

また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表 1 のとおり

2 収支計画

別表 2 のとおり

3 資金計画

別表 3 のとおり

第 5 短期借入金の限度額

1 限度額

117,400 百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に定めた計画に基づき、平成 25 年度以降に国庫納付する宿舎について、入居者の退去及び土地境界確定測量等、各種手続きを進める。

第 7 第 6 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第 8 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。
- ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。
- ③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。

また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。

(2) 人員に係る指標

平成25年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
平成25年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額							
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	計
収入								
運営費交付金	2,716,678	534,427	101,859					3,352,964
国庫補助金	1,685,914	24,966,869						26,652,783
社会福祉振興助成費補助金	1,685,914							1,685,914
給付費補助金		24,966,869						24,966,869
利子補給金	5,946,424							5,946,424
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	47,303,674							47,303,674
経営指導事業収入	37,302							37,302
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,462							2,462
退職手当共済事業収入		76,254,737						76,254,737
掛金		47,537,149						47,537,149
都道府県補助金		28,697,594						28,697,594
給付費支払資金運用等収入		19,994						19,994
心身障害者扶養保険事業収入			33,781,410					33,781,410
保険料収入			8,008,944					8,008,944
保険金			12,444,900					12,444,900
特別給付金			81,870					81,870
弔慰金			70					70
信託運用収入			345,120					345,120
扶養保険資金戻入			12,900,506					12,900,506
年金担保貸付事業収入				2,268,074				2,268,074
年金担保貸付金利息								
労災年金担保貸付事業収入					30,781			30,781
労災年金担保貸付金利息								
承継債権管理回収業務収入						45,264,931		45,264,931
承継債権貸付金利息						45,262,625		45,262,625
手数料収入						2,306		2,306
利息収入	11,618				142	1,022	318,077	330,859
雑収入	9,416	1,071	349	1,083	20	4,526		16,465
計	57,713,488	101,757,104	33,883,618	2,269,299	31,823	45,587,534		241,242,866
支出								
福祉医療貸付事業費	53,039,008							53,039,008
支払利息	52,867,461							52,867,461
業務委託費	90,967							90,967
債券発行諸費	80,580							80,580
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費								
支払利息	121,870							121,870
社会福祉振興助成金	1,685,914							1,685,914
退職手当共済事業費		97,490,881						97,490,881
退職手当給付金		93,675,975						93,675,975
退職手当給付費支払資金繰入		3,814,906						3,814,906
心身障害者扶養保険事業費			33,781,410					33,781,410
支払保険料			8,008,944					8,008,944
年金給付保険金			12,900,506					12,900,506
弔慰金給付保険金			81,870					81,870
特別弔慰金給付金			70					70
扶養保険資金繰入			12,790,020					12,790,020
年金担保貸付事業費				2,289,667				2,289,667
支払利息				453,557				453,557
業務委託費				1,754,246				1,754,246
債券発行諸費				81,864				81,864
労災年金担保貸付事業費					26,722			26,722
業務委託費					2,985	2,273,927		2,276,912
業務経費	731,767	284,221	36,800	72,341				3,402,041
福祉医療貸付業務経費	363,991							363,991
経営指導業務経費	59,369							59,369
福祉保健医療情報サービス業務経費	250,000							250,000
社会福祉振興助成業務経費	58,407							58,407
退職手当共済業務経費		284,221						284,221
心身障害者扶養保険業務経費			36,800					36,800
年金担保貸付業務経費				72,341				72,341
労災年金担保貸付業務経費					2,985			2,985
承継債権管理回収業務経費						2,273,927		2,273,927
一般管理費	208,319	35,833	6,760	38,918	3,070	101,327		394,227
人件費	1,837,390	215,444	58,648	111,893	2,288	375,364		2,601,027
計	57,624,268	98,026,379	33,883,618	2,512,819	35,065	2,750,618		194,832,767

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成25年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 定	年 金 担 保 定	年 金 担 保 定	承 継 債 権 管 理 定	承 継 債 権 管 理 定	
費用の部	60,730,386	98,037,660	22,069,018	2,522,435	35,580	2,767,200			186,162,281
經常費用	60,730,386	94,222,753	21,094,023	2,522,435	35,580	2,767,200			181,372,379
福祉医療貸付業務費	56,497,433								56,497,433
借入金利息	49,223,905								49,223,905
債券利息	4,741,426								4,741,426
債券発行諸費	80,580								80,580
業務委託費	88,822								88,822
福祉医療貸付業務経費	356,836								356,836
貸倒引当金繰入	2,005,864								2,005,864
経営指導業務費		57,506							57,506
経営指導業務経費		57,506							57,506
福祉保健医療情報サービス業務費	249,334								249,334
福祉保健医療情報サービス業務経費	1,742,123								1,742,123
社会福祉振興助成業務費	1,685,914								1,685,914
社会福祉振興助成費	56,209								56,209
社会福祉振興助成業務経費									56,209
退職手当共済業務費		93,958,367							93,958,367
退職手当給付金		93,675,975							93,675,975
退職手当共済業務経費		282,392							282,392
心身障害者扶養保険業務費			21,027,719						21,027,719
支払保険料			8,008,944						8,008,944
給付金			12,982,446						12,982,446
心身障害者扶養保険業務経費			36,329						36,329
年金担保貸付業務費				2,348,356					2,348,356
借入金利息				10,323					10,323
債券利息				422,717					422,717
債券発行諸費				81,864					81,864
業務委託費				1,755,455					1,755,455
年金担保貸付業務経費				71,112					71,112
貸倒引当金繰入				6,885					6,885
労災年金担保貸付業務費					29,781				29,781
業務委託費					26,821				26,821
労災年金担保貸付業務経費					2,960				2,960
承継債権管理回収業務費							2,271,760		2,271,760
承継債権管理回収業務経費							2,271,760		2,271,760
一般管理費	202,928	35,003	6,546	38,359	3,059	100,345			386,242
減価償却費	151,985	14,891	1,427	24,601	466	21,044			214,415
人件費	1,829,074	214,491	58,331	111,118	2,273	374,050			2,589,337
臨時損失		3,814,906	974,994						4,789,901
退職手当給付費支払資金繰入		3,814,906							3,814,906
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			974,994						974,994
収益の部	57,355,371	98,037,660	22,343,890	2,275,475	32,069	45,896,909			225,941,376
運営費交付金収益	2,716,678	534,427	101,859						3,352,964
福祉医療貸付事業収入	46,822,276								46,822,276
経営指導事業収入	37,302								37,302
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,462								2,462
退職手当共済事業収入		47,557,143							47,557,143
掛金		47,537,149							47,537,149
給付費支払資金運用等収入		19,994							19,994
心身障害者扶養保険事業収入			22,241,256						22,241,256
受取保険料			8,008,944						8,008,944
保険金			12,526,840						12,526,840
金銭の信託運用益			1,705,472						1,705,472
年金担保貸付事業収入				2,274,888					2,274,888
労災年金担保貸付事業収入					30,844				30,844
承継債権管理回収業務収入						45,068,699			45,068,699
年金住宅資金等貸付金利息						45,066,393			45,066,393
手数料収入						2,306			2,306
補助金等収益	7,632,338	49,933,738							57,566,076
国庫補助金収益		24,966,869							24,966,869
都道府県補助金収益		24,966,869							24,966,869
社会福祉振興助成費補助金収益	1,685,914								1,685,914
利子補給金収益	5,946,424								5,946,424
資産見返運営費交付金戻入	131,597	12,233	742	168	23	1,645			146,411
財務収益									
受取利息	11,618			111	1,041	193,575			206,345
雑益	1,100	118	32	308	5	3,212			4,775
臨時利益		0			156	629,776			629,933
貸倒引当金戻入益					156	629,776			629,932
退職手当給付費支払資金戻入益		0							0
総利益又は総損失(△)	△ 3,375,015	0	274,872	△ 246,959	△ 3,511	43,129,709			39,779,095

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成25年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額							計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 定 年 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 定 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 定 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	1,433,379,845	119,832,810	33,950,476	256,575,458	42,355,652	416,764,652		2,302,858,897
業務活動による支出	514,924,268	94,211,473	21,093,598	132,125,809	3,135,320	237,537,564		1,003,028,032
福祉医療貸付事業費	53,160,878							53,160,878
福祉医療貸付金による支出	457,300,000							457,300,000
社会福祉振興助成金による支出	1,685,914							1,685,914
退職手当共済事業費		93,675,975						93,675,975
心身障害者扶養保険事業費			20,991,390					20,991,390
年金担保貸付事業費				2,289,667				2,289,667
年金担保貸付金による支出				129,600,000				129,600,000
労災年金担保貸付事業費					26,722			26,722
労災年金担保貸付金による支出					3,100,000			3,100,000
人件費支出	1,837,390	215,444	58,648	111,893	2,288	375,364		2,601,027
経営指導業務費	59,369							59,369
その他の業務支出	880,717	320,054	43,560	111,259	6,055	2,442,448		3,804,093
国庫納付金の支払額				12,990	255	234,719,751		234,732,996
投資活動による支出	638,500,000		12,790,020	6,000,000	39,100,000	178,900,000		875,290,020
金銭の信託の増加による支出			12,790,020					12,790,020
有価証券の取得による支出	638,500,000			6,000,000	39,100,000	178,900,000		862,500,000
財務活動による支出	278,595,526			118,100,000				396,695,526
長期借入金の返済による支出	273,595,526							273,595,526
短期借入金の返済による支出				59,100,000				59,100,000
債券の償還による支出	5,000,000			59,000,000				64,000,000
翌年度への繰越金	1,360,051	25,621,337	66,858	349,649	120,332	327,087		27,845,318
資金収入	1,433,379,845	119,832,810	33,950,476	256,575,458	42,355,652	416,764,652		2,302,858,897
業務活動による収入	324,129,384	101,757,104	20,983,112	133,782,430	3,207,762	178,577,418		762,437,210
福祉医療貸付事業収入	47,303,674							47,303,674
福祉医療貸付回収金による収入	266,415,896							266,415,896
経営指導事業収入	37,302							37,302
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,462							2,462
退職手当共済事業収入		47,557,143						47,557,143
心身障害者扶養保険事業収入			20,880,904					20,880,904
年金担保貸付事業収入				2,268,074				2,268,074
年金担保貸付回収金による収入				131,513,131				131,513,131
労災年金担保貸付事業収入					30,781			30,781
労災年金担保貸付回収金による収入					3,175,939			3,175,939
承継債権管理回収業務収入						45,264,931		45,264,931
承継融資業務収入						132,989,884		132,989,884
運営費交付金収入	2,716,678	534,427	101,859					3,352,964
補助金等収入	7,632,338	53,664,463						61,296,801
その他の業務収入	21,034	1,071	349	1,225	1,042	322,603		347,324
投資活動による収入	666,376,040		12,900,506	8,900,000	39,000,000	237,800,000		964,976,546
金銭の信託の減少による収入			12,900,506					12,900,506
有価証券の償還による収入	666,376,040			8,900,000	39,000,000	237,800,000		952,076,040
財務活動による収入	440,500,000			113,600,000				554,100,000
長期借入れによる収入	420,500,000							420,500,000
短期借入れによる収入				75,600,000				75,600,000
債券の発行による収入	20,000,000			38,000,000				58,000,000
前年度よりの繰越金	2,374,421	18,075,706	66,858	293,028	147,890	387,234		21,345,140

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。